

「『ゴルゴ13×堺市』 さいとう・たかを 劇画の世界」 イベント開催業務
提案書作成要領

1 業務名

「『ゴルゴ13×堺市』 さいとう・たかを 劇画の世界」 イベント開催業務

2 業務概要

本業務は、堺市の魅力発信と誘客を図るため、堺市出身で劇画家の故さいとう・たかを氏の「ゴルゴ13」をはじめとする作品とコラボレーションしたイベントを実施する。

3 業務履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 本館5階

「さいとう・たかを劇画の世界」 堺実行委員会事務局

(堺市 市長公室 広報戦略部 広報課)

電話番号 072-228-7402 FAX番号 072-228-8101

E-mail koho@city.sakai.lg.jp

5 プロポーザル参加資格要件

以下の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと(同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。)及び堺市契約規則(昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。)第3条の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定

する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定。以下「排除要綱」という。)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けている者ではないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)を受けた当該通報に係る者でないこと。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは当該通報等を受けた場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (5) 本業務に参加資格確認申請を行っている者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)(以下「参加資格確認申請者」という。)が、他の参加資格確認申請者を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。)

- (6) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。

ア 組合とその組合員が同時に参加資格確認申請者である場合

イ 参加資格確認申請者である他の組合の組合員である場合

- (7) 令和2年4月1日以降に国又は地方公共団体のほか公的機関・団体、民間企業において、展示会等の集客イベント業務の契約を元請けとして履行した実績を有し、かつ当該実績を証明できること。

- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

6 スケジュール

スケジュールは下記のとおりとする。

スケジュール	日 程
(1) 公募開始日	令和7年4月23日(水)
(2) 質疑締切日	令和7年4月28日(月)[正午必着]
(3) 質疑回答日	令和7年4月30日(水)[予定]
(4) 参加資格確認申請書等提出締切日	令和7年5月 7日(水)[正午必着]
(5) プロポーザル参加資格確認結果通知日	令和7年5月14日(水)[予定]
(6) 企画提案書等提出締切日	令和7年5月21日(水)[午後5時必着]
(7) プレゼンテーション実施日	令和7年5月26日(月)[予定]
(8) 審査結果(採否)通知日 (優先交渉権者決定)	令和7年6月 2日(月)[予定]

※1 本業務に関する説明会は実施しない。

※2 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7 応募書類等

前記6（1）の公募開始日から（4）のプロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日までに、堺市ホームページからダウンロードすること。

担当課窓口・郵送等での配付は行わない。

ダウンロード先：

(https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/citypromo/golgo_event_r7.html)

8 提出書類

（1）プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

① 提出書類

次の（ア）～（オ）の書類を各1部提出すること。ただし、堺市登録業者の場合、（イ）及び（ウ）の提出は不要とする。

（ア）プロポーザル参加資格確認申請書

- ・必要事項を記入して提出すること。

（イ）同意書

- ・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載すること。代表者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印（代表者印）をすること。
- ・提出部数は1部とする。

（ウ）国税の納税証明書

- ・国税の納税証明書（法人はその3の3、個人はその3の2とし、本業務公募開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）
- ・提出部数は1部とする。

（エ）組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）

（オ）前記5（7）にかかる履行実績申出書

- ・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。
- ・履行実績申出書の内容を証明できるもの（契約書・仕様書の写し、又はその他の契約の相手方、金額及び内容が分かる書類）を必ず添付すること。

② 提出期限

令和7年5月7日（水）正午

③ 提出先

前記4契約担当課

④ 提出方法

上記提出先まで原則郵送により提出すること（FAX及び電子メール不可）。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。上記提出期限までに必着とする。

※ 前記5プロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対し、参加の可否

について、令和7年5月14日（水）[予定]に通知する。

※組合とその組合員が前記5（6）ア、イのいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について本業務プロポーザルの参加資格を認めないものとする。

ただし、参加資格確認申請書等締切日までの間に本業務への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

（2）企画提案書等の提出

① 提出書類

（ア）企画提案書

- ・ A4版 横書 長辺綴じ
- ・ 用紙は片面印刷とし、両面印刷は認めない。印刷はカラーとしてもよい。
- ・ 提出部数は6部（正本1部 副本5部）とする。
- ・ 正本、副本ともに、表紙には宛名「「さいとう・たかを 劇画の世界」 堺実行委員会 委員長」、業務名「『ゴルゴ 13×堺市』さいとう・たかを 劇画の世界」イベント開催業務」と記載すること。
- ・ 正本1部の表紙には、事業者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、下欄には担当者名及び担当者連絡先を記載すること。
- ・ 副本5部には、提案者を判別できるような表現、ロゴ等の記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格とするため十分確認した上で提出すること。
- ・ 本事業において企画提案をすることができるのは1案のみとする。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替は認めない（本実行委員会が補正等を求める場合を除く）。

（イ）見積書

- ・ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。
なお、見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- ・ 見積金額及び人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・ 見積書の提案上限金額は金7,095,000円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案は失格とする。
- ・ 提出部数は6部とする。（正本1部、副本5部）
- ・ 正本、副本ともに、表紙には宛名「「さいとう・たかを 劇画の世界」 堺実行委員会 委員長」、業務名「『ゴルゴ 13×堺市』さいとう・たかを 劇画の世界」イベント開催業務」と記載すること。
- ・ 正本1部の表紙には、事業者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名、担当者名、担当者連絡先を記載すること。

- ・ 副本5部の表紙には、提案書同様、提案者が判別できるような社名等の記載や押印を一切行わないこと。判別できる場合には失格とすることもあるので十分確認した上で提出すること。

② 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時

③ 提出先

前記4の契約担当課

④ 提出方法

上記提出先まで原則郵送により提出すること。（FAX 不可）なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。上記提出期限までに必着とする。

9 企画提案書記載事項

「業務仕様書」に基づき、次の項目についての提案書を作成すること。また、提案書は20ページ以内に収めること。

- (1) 本業務の目的を達成するための業務内容の提案
- (2) 効果的な広報・周知の提案
- (3) 本業務の目的達成に有効と考えられる事項の追加提案
- (4) 本業務の実施体制

10 企画提案書作成に関する質疑受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記4の契約担当課担当者まで電子メールにて問い合わせること。送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認を行うこと。

なお、質疑受付の締切は令和7年4月28日（月）正午までとし、それ以後は一切受け付けない。質疑の回答は令和7年4月30日（水）に堺市ホームページ

(https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/citypromo/golgo_event_r7.html) にて公表する。

11 企画提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名、担当者名、担当者連絡先、辞退理由を記載のうえ、1部提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時

(2) 提出先

前記4契約担当課

(3) 提出方法

上記提出先まで原則郵送により提出すること。（FAX 不可）なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。上記提出期限までに必着とする。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 提案者が前記5のプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- (3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (4) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (5) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10) 本業務について2案以上の企画提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

13 企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点

別紙審査基準（評価表）のとおり（一次審査・二次審査共に同じ審査基準・配点で審査を行う）

(2) 審査方法

- ・ 提出書類は本実行委員会関係者で構成する選定委員会において、審査基準に基づき総合的に審査し点数をつけ、最も優秀であると認められた1者を優先交渉権者として選定する。
- ・ 提案者が6者を超えた場合は、一次審査として書類審査を実施し、得点が高いものから上位6者を選定し、プレゼンテーションによる二次審査を行う。
- ・ 一次審査の結果及びプレゼンテーション実施日については、電子メールで通知する。
- ・ 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・ 審査内容又は結果についての異議は認められない。

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和7年6月2日（月）〔予定〕に通知する。

14 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ① 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和7年6月16日（月）（予定）までに契約が締結できるように、手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。ただし、実際の制作内容は、本実行委員会と協議のうえ決定する。
- ② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない。）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に本実行委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、国又は地方公共団体のほか公的機関・団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000円（税込）以下であるとき。

(4) 誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。

15 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却せず、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。

- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本実行委員会は一切賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用及び事業実施にかかる準備行為については、すべて提案者の負担とする。